



2024年11月13日

各位

会社名 株式会社奥村組
代表者名 代表取締役社長 奥村 太加典
(コード番号1833 東証プライム)
問合せ先 管理本部副本部長 藤本 義浩
(TEL. 06 - 6621 - 1101)

第88期(2025年3月期)半期報告書の提出期限延長に係る
承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に規定する半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる半期報告書
第88期(2025年3月期)半期報告書
(自2024年4月1日 至2024年9月30日)
2. 延長前の提出期限
2024年11月14日
3. 延長が承認された場合の提出期限
2025年1月17日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2024年7月に、「受注した工事において生じた費用を、当該工事で計上せず別の工事に計上(原価付替え)した」旨の内部通報を受け、コンプライアンス室による社内調査を開始しました。その調査の結果、当該通報にかかる原価付替えの事実が発覚し、当事実の詳細を把握しその他に類似事案がないか等を調査する過程において、複数の別の原価付替えが疑われる事案が発覚しました。

当社は、この事態を重く受け止め、根本原因を究明するとともに、再発防止を図るため、社内調査委員会〔委員長：小寺哲夫(弁護士、社外取締役監査等委員)、委員：西原健二(公認会計士、社外取締役監査等委員)、三島圭史(公認会計士・税理士、三島会計事務所※)、松島弘幸(代表取締役常務執行役員 管理本部長)、※三島会計事務所と当社との間に取引関係はありません〕を設置し、同委員会に調査を依頼しました。現在、同委員会による調査が継続中であり、その調査には、相応の日数を要することが見込まれ、また、同委員会の調査結果を踏まえて、会計監査人による追加的な監査

手続き等が必要になることも見込まれます。

以上のことから、当社は、第 88 期（2025 年 3 月期）半期報告書について、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項の提出期限までに提出できないこととなりましたので、本日付で同半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することとしました。

5. 今後の見通し

今回の半期報告書の提出期限の延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示します。

なお、社内調査委員会による調査の更なる迅速化を図るべく、同委員会の委員として外部の有識者 1 名〔矢田 悠(弁護士・公認不正検査士、ひふみ総合法律事務所)同法律事務所と当社の間取引関係はありません〕を増員します。

また、2025 年 3 月期第 2 四半期（中間期）決算短信については、延長が承認された場合の半期報告書の提出期限と同じく 2025 年 1 月 17 日までに公表します。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

以上